

## 第三者評価結果公表基準（児童養護施設）

種別	児童養護施設
----	--------

### ①第三者評価機関名

NPO法人 九州評価機構
--------------

### ②評価調査者研修修了番号

SK2021275
SK2021276
18-002

### ③施設名等

名称：	広安愛児園
施設長氏名：	三嶋充裕
定員：	48名
所在地(都道府県)：	熊本県
所在地(市町村以下)：	上益城郡益城町古閑73
T E L：	096-368-2015
U R L：	<a href="http://hiroyasuaijien.sakura.ne.jp/">http://hiroyasuaijien.sakura.ne.jp/</a>
<b>【施設の概要】</b>	
開設年月日	1948/4/23
経営法人・設置主体（法人名等）：	社会福祉法人キリスト教児童福祉会
職員数 常勤職員：	40名
職員数 非常勤職員：	6名
有資格職員の名称（ア）	ケアワーカー
上記有資格職員の人数：	30名
有資格職員の名称（イ）	看護師
上記有資格職員の人数：	1名
有資格職員の名称（ウ）	FSW・里親FSW
上記有資格職員の人数：	各1名
有資格職員の名称（エ）	栄養士
上記有資格職員の人数：	1名
有資格職員の名称（オ）	職業指導員
上記有資格職員の人数：	1名
有資格職員の名称（カ）	心理療法士
上記有資格職員の人数：	1名
施設設備の概要（ア）居室数：	本園4小舎、地域小規模3
施設設備の概要（イ）設備等：	
施設設備の概要（ウ）：	
施設設備の概要（エ）：	

### ④理念・基本方針

「神の家族」というキリスト教精神に基づいた、ホーム制による異年齢、男女混合の家庭的養護を通して「共に生きる、役に立つ心豊かな人」を目指した自立支援を行う。
---

### ⑤施設の特徴的な取組

<p>(1)施設運営 児童の福祉増進への積極的取り組みや地域に開かれた施設運営。社会資源としての有為な人材の積極的取り組み。感謝と奉仕の姿勢の涵養。就業規則遵守の徹底的取り組みや法人理念の啓発。</p> <p>(2)児童支援 児童の基本的人権の尊重、心のケアを通しての心身の健全育成、社会的自立への援助</p> <p>(3)職員育成 専門性の向上として、基礎知識習得、専門知識・技術の習得、職業倫理の確立 福祉サービスの向上として、通常業務に精通し、日常の定型業務を自主的に習得する。 チームワークを重視し、組織的・効率的な業務遂行に努める。報告連絡相談の徹底並びに助言・支援を活発に行う。 聖書に基づく「人間観・福祉観」を学習し実践する。</p>
--

### ⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間（ア）契約日（開始日）	2022/9/8
評価実施期間（イ）評価結果確定日	2023/3/31
前回の受審時期（評価結果確定年度）	令和元年度（和暦）

## ⑦総評

### 【特に良いところ】

#### ①法人理念「神の家族」と「家庭的養護」推進の取組

国は、平成28年改正児童福祉法において子どもの「家庭養育優先原則」を明記、さらに「新しい社会的養育ビジョン（平成29年）」に基づき、児童養護政策の大幅な見直しを進めていますが、本施設は「施設の小規模化、地域分散化」に取り組んでいます。本施設は、これまで法人理念「神の家族」に基づくホーム制（小舎制）による縦割り・男女一緒の家庭的養護を通して、自立支援を行ってきました。現在、地域小規模児童養護施設を3か所開設、その「運営計画」の中に、「地域にある児童養護施設として、近隣とのさらなる連携を図る。」、「ホーム担当職員が地域における区長や班長等の役を担い、できるだけ地域に受け入れられ、地域の一員となれるように努める。」と明文化し、近隣住民との適切な関係の中で、児童の社会的自立を促進する取組を実施しています。

#### ②子ども達に寄り添う養育・支援の基本的なスタンス

本施設では、数年前に起きた不適切事案をきっかけに、「子ども達の日常の声を集約し、種々の問題の防止と早期発見に努めること」を目的に、「聞き取り」を実施しています。その実践的な意義は「日常生活において、子ども達は様々なことを語ります。その内容は、自分のことであったり、他者のことであったり多岐にわたりますが、発せられる言葉の背景にこそ、語られない本心が見えることもあります。」という子ども理解にあります。

また、児童の入・退所に当たっては、「子ども達を受け入れる際、私達は業務としての受入れに慣れてしまい、子ども一人ひとりが経験してきた分離不安について寄り添うことを忘れがちになることもあります。広安愛児園への措置は一人の子どもの新しい生活の始まりであるとともに、その子どもの家族との関係の始まりでもあります。」と明記され、本施設の養育・支援の基本的なスタンスがうかがわれます。

### 【改善が求められるところ】

#### ①「中・長期計画」を踏まえた「（単年度の）事業計画」の策定

現時点では、施設全体に関わる、中・長期的なビジョンやその具現化に必要な財政計画を明文化した計画の策定までは至っていません。「（単年度の）事業計画」は策定されていますが、この項目は「中・長期計画」が策定されていることが要件です。

今後は、ホーム担当職員等の参画に基づき、3～5年ほどの計画期間をもつ、養育・支援の取組が効果的に行えるような「中・長期の事業計画」と「中・長期の収支計画」の策定を行うことが期待されます。また、組織的な評価・見直しのためには、PDCAサイクルに基づき、「（単年度の）事業計画」に、数値目標や具体的な成果目標などを設定し、評価の視点や手順、評価時期などの評価プロセスを明確にすることが求められます。

## ⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

九州評価機構様より三回目の評価を行っていただきました。少しずつではありますが過去より改善できている点も見られ、また児童支援についても向上しているものと思っています。今後とも子どもたちのより良い支援に努め、子どもたちの意見を積極的に聞き、子どもたちの最善の利益を求め努力する所存です。更に施設の運営・経営もより良いものになるよう職員一同力を合わせて参ります。この度は誠にありがとうございました。

## 第三者評価結果（児童養護施設）

### 共通評価基準（45項目）Ⅰ 養育・支援の基本方針と組織

#### 1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		第三者 評価結果
①	1 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
<p>【コメント】</p> <p>「業務しおり（令和4年度版）」は、始めに「児童憲章」、「全国児童養護施設協議会 倫理綱領」を置き、その次に「令和4年度事業計画書」を掲載、その中で、「1. 基本理念」として「『神の家族』（法人理念）というキリスト教精神に基づくホーム（ユニット）制による異年齢、男女一緒の家庭的養護をとおして、『共に生きる』『役に立つ心豊かな人』を目指した自立支援を行う。」と明文化しています。また、支援の基本となる理念に焦点を当て、さらなる生活向上のための指針として、「①私たち大人は、子ども達に何がしてやれるか。②ホーム生活の明るい雰囲気作りは、どうしたらできるだろうか。③支援にあたる職員に求められる柔軟性と適応力④子どもに対して、優しさと厳しさのバランスがとれているか。⑤頼るべきものを常に伝えること⑥聖書に根ざした、期待される人間像」、以上の6項目について、具体的に明記されています。</p> <p>法人理念の「神の家族」という言葉は、本施設事務棟入口の門（ゲート）にギリシャ語で掲示され、これは新約聖書（「エフェソの信徒への手紙」）から引用されたものです。こうした法人理念や基本方針の職員への周知は、4月の職員会議の際に行っています。</p> <p>今後は、職員の自己評価より、理念や基本方針についてより一層の理解を深めたいという意見が感じられるため、説明や職員自身が理念や基本方針について考えるための取組の工夫が期待されます。</p>		

#### 2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		第三者 評価結果
①	2 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
<p>【コメント】</p> <p>社会福祉事業全体や児童養護政策の動向や地域の動向について、全国児童養護施設協議会施設長会、社会的養護を担う児童福祉施設長研修会や熊本県養護協議会の勉強会などを通じて把握されています。施設の経営状況については、法人の各部署のデータから、把握されており、把握・分析した結果に基づいて、「（単年度の）事業報告書」及び、「（単年度の）事業計画」を策定しています。</p>		
②	3 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	b
<p>【コメント】</p> <p>経営状況や改善すべき課題について、役員間では「（単年度の）事業報告書」や「（単年度の）事業計画書」に基づいて共有に取り組んでいました。経営課題については、「（単年度の）事業計画書」の中に、「2基本方針」として①施設運営、②児童支援、③職員育成の3項目について詳しく明記されており、また、「3重点目標」としては、①児童の生命・安全を守る、②児童支援の向上、③広崎ホームの開設、④新しい社会的養育ビジョンの取組、⑤行事の見直し、⑥チーム運営の継続と強化、⑦ハラスメント防止の徹底の7項目について詳しく明記し、取り組んでいます。「④新しい社会的養育ビジョンの取組」の項目では、国が進める「①高機能化、②多機能化・機能転換、③施設の小規模化・地域分散化」の基本的方向の中で、まずは「③施設の小規模化・地域分散化」を重点的に取り組んでいることがうかがえました。</p> <p>今後は、経営状況や改善すべき課題について、職員への周知の工夫が期待されます。</p>		

#### 3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		第三者 評価結果
①	4 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	c
<p>【コメント】</p> <p>「（単年度の）事業計画」の「④新しい社会的養育ビジョンの取組」の中に、「施設の小規模化・地域分散化」について、今後の小規模化の流れとして2022年から2025年までの入所児童数の推移（推計値）を示し、空き施設の活用について「多機能化として一時保護専用施設を開始するなど考えていきたい。」と明記していますが、本施設全体に関わる、中・長期的なビジョンやその具現化に必要な財政計画を明確にした計画の策定までは至っていません。</p> <p>今後は、3～5年ほどの計画期間をもつ、理念や基本方針の具現化を図るための事業が効果的に行えるように「中・長期の事業計画」と「中・長期の収支計画」の策定を行うことが期待されます。</p>		

②	5 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	c
<p>【コメント】  「（単年度の）事業計画」は策定されていますが、福祉サービス第三者評価制度では、この項目は中・長期計画が策定されていない場合は「c」評価となります。  今後は、中・長期の事業計画及び中・長期の収支計画の策定と、それを踏まえた単年度の事業計画の策定が期待されます。</p>		
(2) 事業計画が適切に策定されている。		
①	6 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	c
<p>【コメント】  「（単年度の）事業計画」の策定は、前年度をベースにして、施設長が見直しを行い、今年度に不要なことを削除、必要なことを追加するやりかたで策定をしています。福祉サービス第三者評価制度では、この項目は、策定や評価・見直しのプロセスに職員等の参画が行われていない場合は「c」評価となります。  今後は、事業計画の策定に当たり、例えば、個人、又はホーム（ユニット）や園内委員等の職員の参画と意見の集約・反映の仕組みを施設として定め、事業計画の評価と見直しが組織的に行われるための仕組み作りが期待されます。</p>		

②	7 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	c
<b>【コメント】</b> 事業計画そのものは、子どもや保護者等に周知はされていません。 今後は、基本的な生活習慣、遊びや余暇活動、生活住環境など子どもの生活に密接に関わる事項について、子どもなどへ理解と啓発を促すために、例えば、子どもが集まる機会に説明を行う、子ども向けのわかりやすい資料の作成、年齢に応じた工夫を行うなどの取組の工夫が期待されます。		

#### 4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		第三者 評価結果
①	8 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
<b>【コメント】</b> 養育・支援の質の向上に向けた組織的な取組として、研修委員会、性教育委員会、自立支援委員会、職員親善委員会、危機管理委員会、養育研究委員会、権利委員会が園内委員会として設置されています。職員連携体制については、毎日の連絡会、職員会議、職員の申し出による臨時職員会議、毎日の宿直確認、チーム会議やチームリーダー会議・ホーム担当者会議、施設内運営委員会などを通じて行われています。 今後は、「職員、児童を対象にした研修の企画・運営を行う」研修委員会や、「愛児園での養育力向上を目指す企画・運営を行う」養育研究委員会などの委員会の機能強化を図り、より一層のPDCAサイクルに基づく養育・支援の質の向上を目指す組織的な取組の推進が期待されます。		
②	9 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
<b>【コメント】</b> 第三者評価基準に基づく自己評価を毎年実施し、定期的に福祉サービス第三者評価制度を受審しています。児童には、権利擁護・児童用アンケートを行い、アンケートの集計後の分析を実施しています。 今後は、評価結果を分析・検討する組織的な仕組みを作り、計画的な改善を目指すための仕組み作りが期待されます。		

## II 施設の運営管理

### 1 施設長の責任とリーダーシップ

(1) 施設長の責任が明確にされている。		第三者 評価結果
①	10 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b
<b>【コメント】</b> 「業務しおり」に綴られた「広安愛児園職務分担表」の中に施設長の職務内容が明記されています。施設長不在時の権限委任については、「園長（施設長）不在時の代行者について」に代行者の優先順位について、第一代行者を統括主任、第二代行者を主任児童指導員と明記しています。		
②	11 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
<b>【コメント】</b> 法人で遵守すべき法令などを把握し、理事会で就業規則などを改正し、新しい制度に適切に対応するように取組んでいます。その内容については、職員会議を通じて職員への周知に取組んでいます。		
(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
①	12 養育・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	b
<b>【コメント】</b> 養育・支援の質の向上について、施設内の具体的な体制として、研修委員会、性教育委員会、自立支援委員会、職員親善委員会、危機管理委員会、養育研究委員会、権利委員会が園内委員会として設置されています。職員連携体制については、毎日の連絡会、職員会議、職員の申し出による臨時職員会議、毎日の宿直確認、チーム会議やチームリーダー会議・ホーム担当者会議、施設内運営委員会などを通じて行われています。 今後は、例えば園内委員会や職員連携体制をより一層活用して、養育・支援の向上について、職員の意見を反映するための具体的な仕組み作りや、養育・支援の質に関する課題や問題点を把握し、改善に向けた具体的な取組を明示するための仕組み作りが期待されます。		
②	13 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	b
<b>【コメント】</b>		

年1回、施設長が職員面談を行い、そこで意見や意向の把握に取り組んでいます。経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、施設内に同様の意識を形成するための組織として、園内委員会に、①職員親善委員会（法人間、職員間での親睦会企画・運営を行う）。②権利委員会（児童の権利擁護、職員の権利意識向上を目指す企画・運営を行う）があり、全体を統括するため施設長と統括主任、専門職から構成され業務の確認と調整を行う施設内運営委員会、職員会議が設置されています。

今後は、例えばこれらの委員会や会議を活用するなどして、より一層の指導力の発揮が可能となる態勢づくりが期待されます。

## 2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。	第三者 評価結果
① 14 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
<p>【コメント】 職員の採用について、ハローワークに求人を行い、大学等養成機関が実施する社会福祉実習等への協力が福祉人材の確保に繋がるように取り組んでいます。各種加算職員の配置に積極的に取組み、人員体制の充実に努めています。</p>	

②	15 総合的な人事管理が行われている。	b
<p>【コメント】  入職時に就業規則の説明を行い、人事基準について説明をしています。年1回施設長が職員面談を行い、職員の意見と意向の把握に努めています。  今後、人事管理については、法人や施設の理念・基本方針に基づいて「期待する職員像等」を明確にし、それを踏まえた実施体制が期待されます。</p>		
(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
①	16 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b
<p>【コメント】  職員の有給休暇の取得状況や時間外労働は把握し、休みが多くとれるように取り組んでいます。年1回施設長が職員面談を行い、職員の意見と意向の把握に努めています。</p>		
(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
①	17 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
<p>【コメント】  年1回施設長が職員面談を行っています。今年度から、職員一人ひとりの自己目標（今年、あなたの目標は何ですか？）を確認するようにしています。  今後は、「期待する職員像等」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組み作りが期待されます。</p>		
②	18 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
<p>【コメント】  研修委員会を設置し、職員、児童を対象にした研修の企画・運営を行っています。  今後は、「期待する職員像等」を明確にし、本施設が目指す教育・研修の充実や研修内容やカリキュラムの定期的な見直しの実施とその検証などの取組が期待されます。</p>		
③	19 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	b
<p>【コメント】  研修委員会を設置し、職員、児童を対象にした研修の企画・運営を行っています。外部研修の情報について回覧を行い、職員の希望や本施設の必要性に基づいて研修参加を奨励しています。  今後は、職員の自己評価から、新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJT、階層別研修、スーパービジョン体制の確立など、より一層の研修の充実を求める意見が感じられるため、それに的確に応える取組が期待されます。</p>		
(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
①	20 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
<p>【コメント】  実習担当を決め、実習生の専門職種の特性に配慮し、働く職員自身の活動を見せるように工夫し、保育士には各ホームに入って子どもの支援や調理など、社会福祉士には子どもとの関わり、記録を見るなど、実習生等が求める資格に応じてプログラムを分けています。  今後は、実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を職員間で共有化し、マニュアルやプログラムの定期的な検証と見直しなど、より一層の体制整備が期待されます。</p>		

### 3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		第三者 評価結果
①	21 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
【コメント】		

法人と事業所のホームページに、法人、施設の理念や基本方針、園の案内、子ども達の生活、苦情解決第三者委員会の活動報告（子どもからの要望とその対応）、（単年度の）事業計画と（単年度の）事業報告、（単年度の）予算と（単年度の）決算などが情報公開されています。		
②	22 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
<b>【コメント】</b> 本施設の経営・運営に当たっては、「経理規定」に基づいて業務を適正に執行し、内部監査・税理士監査・役員監事による監査を行っています。		

#### 4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。		第三者 評価結果
①	23 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	b
<b>【コメント】</b> 地域との関わり方について基本的な考え方として、「（単年度の）事業計画」の「（8）地域行事・招待への参加」の中で、「①園内で生活が完結しがちな子どもたちに対して、地域行事への参加を通して園外での子ども同士のつながりを体験し交友関係を広げる。②地域の子ども会行事やスポーツ大会、夏祭りへの参加を通して園と地域との関係を学ぶ。③昨年度も各種招待行事においてスポーツ観戦、音楽鑑賞、清掃活動、稲作体験、飛行機体験、一日ハイキングなどを体験する機会を得ている。人間関係や見聞を広める機会として大切にするとともに、招待者への感謝の気持ちをお礼状として表すというマナーを身に付けさせたい。④地域行事や招待行事への参加に際して、TP0に合わせた言動や身だしなみ、立ち居振る舞いができるようにホーム生活においても意識を高める。」と明文化し取組んでいます。また、本施設が進めている「地域小規模児童養護施設運営計画」では、「（1）自立に向けての生活支援」の中で、「住まいの防犯意識を高める。」「地域にある児童養護施設として、近隣とのさらなる連携を図る。」と明記し、「（5）地域行事及び近隣交流活動」の中では、「ホーム担当職員が地域における区長や班長等の役を担い、できるだけ地域に受け入れられ、地域の一員となれるように努める。」と明文化し取組んでいます。 今後は、コロナ禍により減少した活動の代わりとなるような、子どもと地域との交流を広げるための取組の工夫が期待されます。		
②	24 ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
<b>【コメント】</b> 新型コロナウイルスの感染予防からボランティアなどの外部からの接触について制限があります。学習支援ボランティアについては、新型コロナウイルス感染防止対策の観点から、感染リスクレベルに応じて対面での学習から「Zoomミーティング」を利用したりリモートでの学習に切り替えながら行っています。ボランティアを受け入れるかどうかは、運営委員会で協議し決定しています。 今後は、ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明などに関する項目が記載されたマニュアルを整備することが期待されます。		
(2) 関係機関との連携が確保されている。		
①	25 施設として必要な関係機関・団体等の機能や連絡方法を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b
<b>【コメント】</b> 地域の関係機関・団体との連携について、県、市、町、児童相談所、保健所、福祉事業所、母子生活支援施設、警察、医療機関との連携、要保護児童対策地域協議会への参画、幼稚園、小・中学校との定期懇談会の開催など、連携の推進に努めています。 今後は、当該地域の関係機関・団体について、個々の子どもの状況に対応できる機能や連絡方法を明示したリストや資料を作成し、それらを職員会議で説明するなど、職員間での情報の共有化のより一層の向上が期待されます。		
(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
①	26 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	b
<b>【コメント】</b> 地域の関係機関・団体との連携について、県、市、町、児童相談所、保健所、福祉事業所、母子生活支援施設、警察、医療機関との連携、要保護児童対策地域協議会への参画、幼稚園、小・中学校との定期懇談会の開催など、連携の推進に努めています。しかし、コロナ禍により、地域との交流が少なくなり、地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が少なくなっています。 今後は、コロナ禍により減少した活動の代わりとなるような取組の工夫が期待されます。		



②	27 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
<b>【コメント】</b> 地域の「福祉避難所として」地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人々、住民の安全・安心のための支援として、町の防災倉庫を設置しています。		

### Ⅲ 適切な養育・支援の実施

#### 1 子ども本位の養育・支援

(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		第三者 評価結果
①	28 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	b
<b>【コメント】</b> 権利委員会を設置し、児童の権利擁護、職員の権利意識向上を目指す企画・運営に取り組んでいます。権利委員会の活動としては、職員向けの研修及び児童向けの研修の計画・実施、研修の振り返りを行っています。「(今年度の)活動報告」と「(来年度の)活動計画」を策定し、児童には、権利擁護・児童用アンケートを行い、アンケートの集計後の分析を実施、職員には全国児童養護施設協議会の人権チェックリストを行い、チェックリストの集計後の分析を実施しています。また、職員には「業務しおり」に綴られた「園内における児童虐待防止の徹底について」という文書の中で、「私たちは、措置児童の安心と安全を守ることが第一の責務であり、これまで児童虐待防止について機会あるごとにお願ひしてきているところです。ついては、いま一度下記の事項に留意しながら虐待防止の観点から、早期発見と早期対応が求められます。職員の意識改革及び職員間の連携を行うことにより虐待の未然防止につなげたいと考えますので配慮、協力願います。」という文書を掲載、具体的には、「1. リスクのある養育環境であることを自覚する。『ヒヤリ・ハットの活用』」、「2. 子どもの言動に刺激を受けることを自覚しておく。」、「3. タイムアウト(一時退去)やレスパイト(息抜き)等の具体的方策を持つ。」、「4. 子どもの生活史(ライフストーリー)を丁寧にひも解いていく。」、「5. 子どもたちが意思表示できる仕組み作り」と明文化し、児童虐待防止に取り組んでいます。 今後は、子どもを尊重した養育・支援の実施に関する園独自の「倫理綱領」や規定などを、より一層職員が理解し具体的な実践につなげるための取組の工夫が期待されます。		
②	29 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。	b
<b>【コメント】</b> 本施設の創立者モード・パウラス師は、小舎制(ホーム)による縦割り、男女一緒の家庭的養護を基本理念としました。そのため、子ども達は、ひとつのホームに8名で、子どもの構成は、異年齢・男女一緒で出来るだけ家庭に近い環境となるように配慮されています。プライバシー保護について、マニュアルとして明文化はされていませんが、創立当初からの基本理念を大切にしながら、プライバシーの保護に関わる事態や事案が起きないために自分たち職員はどうすべきか、という観点から取組に力を入れています。 今後は、子どものプライバシー保護について、小舎制(ホーム)による縦割り、男女一緒の家庭的養護という本施設の基本理念に適切に対応した、児童養護事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規定・マニュアルなどが整備され、職員への研修などによりその共通理解を図るための仕組み作りが期待されます。		

(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
①	30 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	b
【コメント】 児童相談所から施設長（または家庭支援専門相談員）が措置決定の連絡を受けます。家庭支援専門相談員が児童への面会などを行ったうえで、園内会議において担当者・ホーム調整を行います。施設の見学などの希望に対応し、見学者にはパンフレットに基づいて説明するように取り組んでいます。 今後は、子どもや保護者等に対する情報提供について、適宜見直しを実施し、理念や基本方針、養育・支援の内容や施設の特性などをわかりやすく紹介した資料をより一層積極的に提供することが期待されます。		
②	31 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	b
【コメント】 「業務しおり」の中の「広安愛児園における家庭支援専門相談員の役割と業務について」に、「入所日には施設長、担当者、家庭支援専門相談員で子ども、保護者を迎えます。保護者が来園される場合には、児童養護施設の説明を行い、園の規則や決まり事等についても話をし、面会や一時規制の在り方についても確認を行います。」「保護者の対応や面会・規制などの調整については、原則として家庭支援専門相談員が窓口となることを伝えます。」と明記して、取り組んでいます。養育・支援の開始では「welcom! ひろやすあいじえんのごあんない」に基づいて説明を行っています。養育・支援の過程において、ルールなどが変わる場合は、ホーム毎のホーム会議や全体的に臨時に会を開くなどして、子ども等にわかりやすく説明に取り組んでいることがうかがえました。		
③	32 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	b
【コメント】 「業務しおり」の中の「広安愛児園における家庭支援専門相談員の役割と業務について」に、退所時の調整（家庭復帰、措置変更）・アフターケアの調整について、次の通り明記されています。「家庭復帰の場合、子どもが家族とともに安心してずっと生活できるための援助が必要となります。そのためには、児童相談所や関係機関と共同で家庭との事前面接を行ったり、家庭訪問を行うなど家庭調整が必要になります。また、地域の保育園・幼稚園や学校、保健所などと連携することも重要になっていきます。さらに一定期間施設に籍を置き、児童相談所に措置停止をかけてもらい、調整をはかることもあります。他施設への措置変更の場合には、子どもも家族も不安が大きくなります。子どもや家族が安心を得ることができるよう、納得がいく説明と変更先の施設への事前訪問など調整が大切になってきます。いずれにせよ、退所することがその家族へのサービスの終了を意味するものではありません。児童相談所を中心に、関係機関がフォローし続けていく体制があることで、子どもや保護者はいつでも相談できる環境を確保することができ、安心して生活していくことができます。」と明文化し、これに基づいて、養育・支援の継続性に配慮した取組が行われています。		
(3) 子どもの満足の向上に努めている。		第三者 評価結果
①	33 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
【コメント】 子どもの意見を把握する場としてホーム会議があります。権利擁護・児童用アンケートや、子どもの食に関する満足の向上を目的として嗜好調査を行っています。		
(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
①	34 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
【コメント】 「要望解決第三者委員設置要項及び苦情解決の流れ」に苦情解決の体制が明記されています。意見箱を設置し、意見の内容と対応については、ホームページで「（単年度の）苦情解決第三者委員会の活動報告」を公開しています。		
②	35 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	a
【コメント】		

「業務しおり（生活編）」の中の「『聞き取り』について」に、「子どもたちの性的事案をきっかけとして、子どもたちの日常の声を集約し、種々の問題の防止と早期発見に努めることをねらいとして、『聞き取り』を継続しています。日常生活において、子どもたちは様々なことを語ります。その内容は、自分のことであったり、他者のことであったり多岐にわたりますが、発せられる言葉の背景にこそ、語られない本心が見えることもあります。」と記載されています。本施設では、「聞き取り」は子どもからの直接の聞き取りや、日誌の振り返りによる、子ども達の声を集約する、重要なコミュニケーション・ツールになっています。「聞き取り」は、①各ホームにおける「聞き取り」の実施、②担当保育士（2名）の確認、③担当児童指導員の確認、④担当保育士・児童指導員から園長へ提出、⑤園長確認後、心理士・主任指導員回覧、⑥回覧後、必要事項は園長指示により職員会議で周知というプロセスで実施することが明記されています。

子ども達へのアンケート項目「あなたは、自分の気持ちやあなたの考えを話しやすい施設の大人の人がありますか？」では多くの子ども達が「はい」と回答しています。

③	36 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
---	------------------------------------	---

**【コメント】**

子どもから相談を受けた場合、①ホームで対応、②主任や統括へ相談し対応、③職員会議で対応という3段階で対応しています。子どもからの相談や意見に対して、苦情解決第三者委員会が、子どもからの相談内容とどのように対応したのかをホームページに公開しています。「『聞き取り』について」には、「第三者委員会との連携」に関して、「コイノニアに『希望・要望・意見箱』を設置していますが、意見箱に投函されない子どもたちの声としてとらえることも必要となります。生活上の安心と安全を保障するとともに、子どもたちの希望・要望・意見に対応するということから、個々の内容に真摯に向きあうことが必要と言えます。」と明記しています。

今後は、相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討などについて定めたマニュアルなどの整備、子どもから意見箱への投函が増えるような取組の工夫が期待されます。

(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。		第三者 評価結果
①	37 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
<p>【コメント】</p> <p>「危機管理委員会」を設置し、安心・安全で円滑な愛児園生活の企画・運営を行っています。「業務しおり」の中の「園内における事故防止の徹底について」に、「私たちは、措置児童の生命と安全・健康を守ることが第一の責務であり、これまで事故防止について機会あるごとにお願ひしてきているところです。については、いま一度下記の事項に留意しながら事故防止の観点から施設の構造及び危険箇所の有無点検並びにその改善措置等を行うことにより事故の未然防止の徹底について配意・協力を願ひます。」という文書を掲載、具体的には、「①指導員チーム内で事故防止担当者を定め、園内の施設、設備、遊具等の消耗、破損状態や危険箇所の有無について再点検し、不備があれば早急に必要な改善措置をとること。」、「各ホームの担当職員は、ホーム内の備品等の設置が危険な状況にないか再点検し、不備があれば事務所に連絡するなどして必要な措置をとること。」等を明記しています。また、「危機管理対応マニュアル」、「不審者対応マニュアル」を策定し、それに基づいて対応するように取組んでいます。</p>		
②	38 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
<p>【コメント】</p> <p>看護師を中心に感染症の予防や発生時における子どもの安全確保について取組んでいます。コロナ禍前から、感染予防のための研修を実施して、適切な対応ができるように努めています。「業務しおり」の中に「衛生管理及び食中毒予防の徹底について」、「業務しおり（生活編）」の中には「衛生管理と食中毒対策」を明記して、それに基づいて感染症に関わる対応に取り組んでいます。</p>		
③	39 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
<p>【コメント】</p> <p>「業務しおり（生活編）」に「広安愛児園防災要項」「避難訓練について」「（単年度の）避難訓練計画」を明記して、それに基づいて災害時における安全確保に対応しています。</p> <p>今後は、施設の立地条件などから災害の影響や可能性を把握し、発災時においても養育・支援を継続するための「事業継続計画」（BCP）を定め、必要な対策・訓練などを行うことが期待されます。</p>		

## 2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		第三者 評価結果
①	40 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	b
<p>【コメント】</p> <p>養育・支援の標準的な実施方法については、「業務しおり」の中に、「ケアワーカーの主な動き」、「ケアワーカー業務補足説明」、「家庭支援専門相談員の役割と業務について」、「里親支援専門相談員の役割と業務について」を掲載、「業務しおり（生活編）」の中には、「各種記録記入についての注意事項」、「聞き取りについて」などを掲載するなど、文書化され、実施されています。</p> <p>今後は、標準的な実施方法について、研修や個別の指導などによって職員に周知徹底するための方策を講じること、標準的な実施方法に基づいて実施されているかどうかを確認するための仕組み作りが期待されます。</p>		
②	41 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
<p>【コメント】</p> <p>必要に応じて、「業務しおり」及び「業務しおり（生活編）」に掲載された、関係文書の内容について見直しを行っていることがうかがえました。今後は、養育・支援の標準的な実施方法についての検証・見直し、PDCAサイクルに基づき、毎年一回以上の頻度で、定期的実施するための仕組み作りが期待されます。</p>		
(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。		
①	42 アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	b
<p>【コメント】</p> <p>アセスメントに基づく個別的な自立支援計画の作成方法については、ホーム単位に委ねられていることから、実際には、子ども自身のニーズや支援目標を組み入れるプロセスにおいて、しっかりと児童の意見を確認し一緒に作成しているホームとそれが十分ではないホームがあるのではないかという課題がうかがえました。こうした課題に対応するため、ケース会議では、部門を横断した様々な職種の関係職員が参加して、自立支援計画の作成・評価、見直しに取り組んでいます。</p> <p>今後は、自立支援計画策定の責任者を設置、その役割を明確化するとともに、アセスメントから計画の作成、実施、評価・見直しに至るプロセスを文書化したマニュアルの策定とその方法を周知徹底する取組が期待されます。</p>		

②	43 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	b
<p>【コメント】  自立支援計画は年に2回の見直しと、必要に応じて臨時のケース会議で見直しを行っています。</p>		
(3) 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。		
①	44 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	b
<p>【コメント】  記録を担当する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように「業務しおり（生活編）」の中に「各種記録記入についての記入事項」を掲載、①経過記録、②ホーム日誌、③児童規制連絡所について、それぞれの記録の目的と記入上の注意などを明記しています。職員間の情報共有については、職員会議、チーム会議、ホーム担当者会議など各種会議で取り組んでいます。</p>		

②	45 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b
<p>【コメント】</p> <p>記録の管理については、「業務しおり（生活編）」の中に「各種記録記入についての注意事項」を掲載、「ケアファイルとは個人（個別）記録です。このケアファイルは厳重な取り扱いが必要であり、対外的には守秘義務の厳守はもちろんのこと、記入するうえでも緊張感を持った配慮が求められます」と明記しています。</p> <p>職員の自己評価から、記録の管理について、個人情報保護の観点から、より一層の理解を深めたい、子どもなどへの説明を充実させたいという声を感じられますので、取組の工夫が期待されます。</p>		

## 内容評価基準（24項目）

### A-1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

(1) 子どもの権利擁護		第三者 評価結果
①	A1 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	b
<p>【コメント】</p> <p>権利委員会を設置し、児童の権利擁護、職員の人権意識向上を目指す企画・運営に取り組んでいます。権利委員会の活動として、職員向けの研修の計画・実施と研修の反省（振り返り）を行い、「（今年度の）活動報告」と「（来年度の）活動計画」を作成しています。児童には、権利擁護・児童用アンケートを行い、アンケートの集計後の分析を実施。職員には全国児童養護施設協議会 人権チェックリストを行い、チェックリストの集計後の分析を実施しています。職員には「業務しおり」の中の「園内における児童虐待防止の徹底について」に、「私たちは、措置児童の安心と安全を守ることが第一の責務であり、これまで児童虐待防止について機会あるごとにお願ひしてきているところです。ついては、いま一度下記の事項に留意しながら虐待防止の観点から、早期発見と早期対応が求められます。職員の意識改革及び職員間の連携を行うことにより虐待の未然防止につなげたいと考えますので配慮、協力願います。」という文書を掲載、具体的には、「1. リスクのある養育環境であることを自覚する。『ヒヤリ・ハットの活用』」、「2. 子どもの言動に刺激を受けることを自覚しておく。」、「3. タイムアウト（一時退去）やレスパイト（息抜き）等の具体的方策を持つ。」、「4. 子どもの生活史（ライフストーリー）を丁寧にも解いていく。」、「5. 子どもたちが意思表示できる仕組み作り」と明文化し、児童虐待防止に取り組んでいます。</p> <p>今後は、職員の自己評価から、子どもの権利擁護について、規程・マニュアルの整備、子どもの権利擁護やアドボカシーの研修などについてより一層の理解を深めたいという声を感じられるため、取組が期待されます。</p>		
(2) 権利について理解を促す取組		
①	A2 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。	a
<p>【コメント】</p> <p>権利委員会を設置し、児童の権利擁護、職員の人権意識向上を目指す企画・運営に取り組んでいます。権利委員会の活動として、児童向けの研修の計画・実施と研修の反省を行っています。児童向けの「（今年度の）活動報告」と「（来年度の）活動計画」を策定しています。児童には、権利擁護・児童用アンケートを行い、アンケートの集計後の分析を実施。職員には全国児童養護施設協議会 人権チェックリストを行い、チェックリストの集計後の分析を実施しています。性教育委員会が発刊するニコニコ新聞を通じて、権利擁護などの周知に取り組んでいます。高校生を対象に「高校生会」を組織し、「自分のことは自分です。そして、大きくなったら人のことも手伝う」を目標に、高校生を「大人の準備の時期」と考え、「責任ある自由（自由と責任）」とは何かを考えるような関わり作りに取り組んでいます。</p>		
(3) 生き立ちを振り返る取組		
①	A3 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生き立ちを振り返る取組を行っている。	b
<p>【コメント】</p> <p>子ども自身が希望した場合は、「真実告知」を児童相談所や施設の同僚職員の意見を確認して、慎重に行うことがうかがえました。</p> <p>職員の自己評価より、ライフストーリーワークへの理解を深めるための研修の充実や、子ども一人ひとりに成長の記録（アルバム等）が用意され、空白が生じないように写真などの記録の収集・整理に努めることを全職員が共通して行えるような仕組み作りが期待されます。</p>		
(4) 被措置児童等虐待の防止等		
①	A4 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	b
<p>【コメント】</p>		

「業務しおり（生活編）」の中の「『聞き取り』について」に、子どもたちの日常の声を集約し、種々の問題の防止と早期発見に努めることをねらいとして、「聞き取り」を実施していることを明記しています。権利委員会を設置し、児童の権利擁護、職員の人権意識向上を目指す企画・運営に取り組んでいます。権利委員会の活動として、職員向けの研修の計画・実施と研修の反省を行っています。児童には、権利擁護・児童用アンケートを行い、アンケートの集計後の分析を実施。職員には全国児童養護施設協議会 人権チェックリストを行い、チェックリストの集計後の分析を実施しています。職員には「業務しおり」の中に「園内における児童虐待防止の徹底について」を策定し、取り組んでいます。家庭支援専門員が、不適切な関りについての具体例を示した文書を職員会議等で配付、情報の共有に努めています。

(5) 支援の継続性とアフターケア

① A5 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。

a

【コメント】

「業務しおり（生活編）」の中の「児童の入・退所について」には、「子ども達を受け入れる際、私達は業務としての受入れに慣れてしまい、子ども一人ひとりが経験してきた分離不安について寄り添うことを忘れがちになることもあります。広安愛児園への措置は一人の子どもの新しい生活の始まりであるとともに、その子どもの家族との関係の始まりでもあります。」と明記され、本施設の基本的なスタンスがうかがわれます。入所時は、「ホームに入った時点でその子どもの『居場所』が整っていることが必要です。」とうたい、入所準備について具体的に例示して、取り組んでいます。入所前に、家庭支援専門相談員を通じて子ども達から好きなケーキやジュースなどの情報を聞いて、入所した時、温かく迎えることができるようにウェルカムパーティーを開いています。退所時においても、必要なことを具体的に例示しており、退所時にはお別れ会を行っています。

② A6 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。

a

【コメント】

職業指導員の配置や自立支援委員会の設置により、専門的な立場から、児童の自立に向けて必要な体験学習の企画・運営に取り組んでいます。「高校生会」を組織し、「自分のことは自分です。そして、大きくなったら人のことも手伝える。」を目標に、高校生を「大人の準備の時期」と考え、高校3年間を「自立に備えた訓練（生活スキル獲得）の期間」と位置付け、個々の生活目標を確認し、相互に高めあう機会として、支援に取り組んでいます。

A-2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の基本

第三者  
評価結果

① A7 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。

a

【コメント】

子どもの成育歴を知り、その時々で子どもの心に何が起こっていたのかを理解するために、職員には「業務しおり」の中の「園内における児童虐待防止の徹底について」に、「子どもの生活歴史（ライフストーリー）を丁寧にひも解いていく。」と明文化し、取り組んでいます。また、「聞き取り」を実施し、子どもを理解するように取り組んでいます。利用者アンケートでは「この施設はくらしやすく、安心して生活できますか？」という質問に多くの児童が「はい」と答えていることから、子ども達に職員への信頼が芽生えていることが感じられます。

② A8 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活をいとなむことを通してなされるよう養育・支援している。

b

【コメント】

養育・支援が子ども達と職員との関係性を基盤として、個々の子どもの状況に応じて柔軟に対応できるようにホーム単位で対応に取組み、必要に応じて全体での対応を行っています。「聞き取り」の時間を、職員と子どもが個別的に触れ合う機会として重視、その充実に努めています。

③ A9 子どもを信じて見守るという姿勢を大切に、子ども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している。

b

【コメント】

子どもが自分達の生活における問題や課題について、主体的に検討する機会として、ホーム会議など、ホーム単位で考え、営むことができるように支援しています。  
職員の自己評価から、全職員が適切に支援できるようにより一層の理解を深めたいという声を感じるため、それに対応した取組が期待されます。

④ A10 発達状況に応じた学びや遊びの場を保障している。

a

【コメント】

自然に囲まれ、広大なグラウンドがあり、子ども達は泥遊び、虫取り、木登りなど、活発に遊ぶことができ、年齢段階に応じた玩具・遊具が用意されています。また、「公文式学習」を活用し、子ども一人ひとりの学力に応じた学びとなるように取り組んでいます。中学3年生は、高校受験に備えて希望者を対象に学習塾の利用を行っています。

⑤	A11 生活のいとなみを通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	b
<p>【コメント】 「自立支援委員会」を設置し、児童の自立に向けて必要な体験学習の企画・運営に取り組んでいますが、コロナ禍のため、地域社会への参加の機会が減っています。「高校生会」を組織し、「業務のしおり（生活編）」では、高校3年間で「自立に備えた訓練（生活スキル獲得）の期間」と位置づけ、個々の生活目標を確認し相互に高めあう機会として、支援に取り組んでいます。</p>		
(2) 食生活		
①	A12 おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。	a
<p>【コメント】 嗜好調査を毎年行い、子どもの意向を反映した献立作成になるように努めています。「業務しおり（生活編）」の中の「調理室と小舎の連携システム」に、「①旬の食材を取り入れる。②学校給食のメニューと重ならないように注意する。③学校給食で不足している食品を取り入れる。④子どもの希望メニューを取り入れる。⑤苦手なメニューもバランスよく取り入れる。⑥1日30品目を目標に多種類の食材を取り入れる。以上の点を考慮しながら献立を作成する。」と明記されています。また、「小舎制と食生活」には、広安愛児園として小舎制を堅持し、ホームで調理をしていた当時の基本的な考え方が記載され、「現在のコイノニア調理の利点を生活に生かしながら、園としてホーム調理を大切にしていたことを学ぶ機会を持ちたいと思います。」と明記して取り組んでいます。 基礎的な調理技術を習得できるよう、調理で子どもができる作業を一緒に行ったり、おやつ作りを行ったりしています。「業務しおり（生活編）」の中の「誕生日会食・自由献立」に、「①施設内での一括した発注・調理ではなく家庭と同様にメニュー決定・買い物から調理までを行う事によって子どもの社会性を養う。②子どもと職員とのコミュニケーションを深める。③買い物に行く事によって旬の食べ物や普段食べている物の価格を知る。④予算内で買い物をすることによって経済感覚を養う。」とその目的を明記し、食事の機会を通じた子ども達への支援に取り組んでいます。</p>		
(3) 衣生活		
①	A13 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	a
<p>【コメント】 衣服を通じて子どもが適切に自己表現をできるように、被服費の中から自分で選べる子どもは自分で購入し、そうでない場合も職員と一緒に買い物に行き子どもの意見を確認して購入するなど、支援を行っています。「業務しおり」の中の「ケアワーカーの主な働き」には、登校前の留意点として「制服・靴下等季節にあった服装確認」が明記されており、日常生活における衣習慣の習得等に関わる支援の取組がうかがわれます。</p>		
(4) 住生活		
①	A14 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。	a
<p>【コメント】 できるだけ個室になるように個室化を進めています。整理整頓が苦手な子どもには、積極的に声掛けを行い職員と一緒にしています。部屋のセッティングは子どもの意見を反映し、レイアウト変更は、できる子どもは自分でいい、手伝いが必要であれば職員が手伝うようにしています。「業務しおり」の中の「ケアワーカーの主な働き」には、子ども達の登校後、ケアワーカーがホーム掃除（子ども部屋・リビング・台所・トイレ・風呂場、洗面所・玄関・自転車置き場・ベランダ・テラス）を行うことが示されています。</p>		



(5) 健康と安全		
①	A15 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	b
<p>【コメント】</p> <p>子どもの平常の健康状態や発育・発達状態を把握し、体調不良などの時には看護師に連絡して適切な対応に努めています。必要に応じて、看護師が医療機関と連携して対応しています。薬は各ホームで管理し、服薬管理が必要な子どもには職員が支援しています。</p> <p>今後は、職員間で医療や健康に関して学習する機会を設け、知識を深めるための取組が期待されます。</p>		
(6) 性に関する教育		
①	A16 子どもの年齢・発達の状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	a
<p>【コメント】</p> <p>性教育委員を設置し、人として重要な性（生）学習の企画・運営を行っています。新型コロナウイルス感染防止対策の観点から、現在は茶話会などの異性あるいは異年齢ごとに児童を集めての実施は控えていますが、長期休暇前など、必要に応じて、ホーム単位や新規入所児童を対象に、性教育のグループワークを実施しています。また、卒園を控えた高校3年生の子どもに対して、対人関係のスキルアップや異性との交際などをテーマとしたグループワークを実施したことがうかがえました。園で「ニコニコ新聞」を発行し、正しい性知識の啓発と情報の提供を行っています。</p>		
(7) 行動上の問題及び問題状況への対応		
①	A17 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	b
<p>【コメント】</p> <p>子どもの暴力・不適応行動などの事案が起きた場合は、アンガーマネジメントの考え方にに基づき、怒りは6秒でピークに達するという「6秒ルール」や、6秒待てないほどの怒りや6秒経っても怒りが収まらないときなどは一時的に今の場所を離れる「タイムアウト」で対応します。また、本施設内にある「静養室」の活用などについても、周知に努めています。これらの事案が発生した時は、児童相談所と連携し、ホーム全体で取り組んでいます。</p> <p>今後は、職員の自己評価より、行動上の問題に対してより一層の適切に対応するための援助技術を取得できるような仕組み作りや、施設全体でこれらの事項に対して、適切に対応する仕組み作りをより一層強化したいという意見を感じられるため、取組が期待されます。</p>		
②	A18 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	b
<p>【コメント】</p> <p>危機管理委員会を設置し、「安心、安全」で円滑な園生活の企画・運営を行っています。「業務しおり（生活編）」の中の「『聞き取り』について」に、子どもたちの日常の声を集約し、種々の問題の防止と早期発見に努めることをねらいとして、「聞き取り」を実施していることを明記しています。「聞き取り」は子どもからの直接の聞き取りや、日誌の振り返りによる、子ども達の声を集約します。「聞き取り」は、①各ホームにおける「聞き取り」の実施、②担当保育士（2名）の確認、③担当児童指導員の確認、④担当保育士・児童指導員から園長へ提出、⑤園長確認後、心理士・主任指導員回覧、⑥回覧後、必要事項は園長指示により職員会議で周知というプロセスで実施することが明記されています。</p> <p>今後は、職員の自己評価より、より一層施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組みたいという意見を感じるため、取組が期待されます。</p>		
(8) 心理的ケア		
①	A19 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	a
<p>【コメント】</p> <p>心理的ケアを必要とする子どもについては、ホーム担当者との協議の上、心理療法士が適切に対応に努めています。心理的な支援を施設全体の中で有効に機能させるため、「業務しおり（生活編）」の中の「心理療法士との連携について」に、①心理療法士との連携について、②セラピーの目的、③セラピーで期待される効果、④心理療法士の働きについて明記し、施設における職員間の連携の強化などに取り組んでいます。</p>		
(9) 学習・進学支援、進路支援等		
①	A20 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	a
<p>【コメント】</p> <p>学習については、コロナ禍前までは、小・中学校と対面での個別面談を通じて相談・連携して取り組んでいましたが、現在は、個別面談に代わり、連絡帳や電話連絡などの手段を活用して、相談・連携に取り組んでいます。学習支援として、就学前の子どもは園内保育所において読み書きの練習などを行います。小・中学生は一人ひとりの学力に応じた学習支援を行うために、登校前に「公文式学習」を実施し、学習習慣が身につくように努めています。中学3年生から、高校受験に備えて、希望者を対象に学習塾の利用を行っています。</p>		

②	A21 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	a
<p>【コメント】          最善の利益にかなった進路の自己決定ができるように、進路選択に必要な資料を収集し、子どもに判断材料の提供や、進路決定のための経済的な援助の仕組みについての情報の提供などを行い、進路選択に当たって、担当職員と職業指導員が連携して子ども本人や保護者などの意見を十分に聞き、それに対応した支援をするなど、取り組んでいます。自立生活に向けた取組として、「(単年度の)事業計画」に、①高校生自立支援、②アルバイト、③携帯電話の所持を明記して取組んでいます。「高校生会」を組織し、日常的に自立に向けて取組んでいます。</p>		
③	A22 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	b
<p>【コメント】          「(単年度の)事業計画書」の中の「自立生活に向けた取組」に、アルバイトについて「①自立を控えた社会体験実習として位置づけ、高校入学後から実施可とする。②社会生活上必要な課題を実社会で学ぶことを目的とする。③また、経済的には将来のための貯蓄や携帯電話の利用料金の支払いを目的とする。貯蓄分は主に卒園後の初回給与支給までの生活諸費、必要によっては運転免許取得等に充てる。」と明記し、積極的に取り組んでいます。また、希望者には、「ブリッジフォースマイル」など、子ども支援を行うNPOのプログラムを活用しています。</p>		

(10) 施設と家族との信頼関係づくり		
①	A23 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	a
<p>【コメント】</p> <p>家庭支援専門相談員の役割を明確にし、施設全体で家族関係調整、相談に取り組むために「業務しおり」の中に「広安愛児園における家庭支援専門相談員の役割と業務について」を掲載、「入所後の保護者対応は家庭支援専門相談員が行います。窓口が一本化されていないと一貫性のある個別的な関りが困難になる上に、保護者とのトラブルを生じやすくなってしまいます。面会や外泊・規制の日程調整に関しても、基本的には家庭支援専門相談員が窓口となります。」と明記して、取り組んでいます。「児童帰省連絡書」を通して、帰省後の子どもの家庭での様子を把握するなど取り組んでいます。</p>		
(11) 親子関係の再構築支援		
①	A24 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	a
<p>【コメント】</p> <p>家庭支援専門相談員とホーム担当者、児童相談所が相談・連携を行い、親子関係の再構築などに向けた家族への支援に取り組んでいます。面会、外出、一時帰宅、園の家族療法棟を活用して、家族との関係の継続、修復、養育力の向上などに積極的に取り組んでいます。</p>		